

## 判例をよむ

5

# 法律の解釈と 契約の解釈

橋本 勇

弁護士

## 1 法律と契約

法律は国民の代表者で構成する国会の議決によって成立し、その適用を受ける者の全てがその定めに拘束されるのに対して、契約は当事者の合意によって成立するものであり、それに拘束されるのは当該契約の当事者に限られ、拘束される内容は合意の範囲に限られる。

ところで、法律であれ、契約であれ、それは文言で表現されるものであるから、全ての人にとって一義的な意味を有することは少なく、何らかの解釈が必要ことが多い。もちろん、解釈(争い)の余地のない表現をすることが求められるのは、両者とも同じであるが、法律は一般的な規範であるのに対し、契約は、その成立に直接携わった当事者の合意であり、その解釈の手法が同じとは限らないであろう。

今回紹介するのは、公共工事に関する発注者である自治体と請負人である共同企業体及びその構成員との契約における合意の有無が問題となった判例である。

## 2 判例(最高裁平成26年12月19日判決・裁判所HP)

(1) 事案の概要(筆者の要約)

① A建設株式会社(以下、「A建設」

という)と上告人は、平成20年2月、被上告人が発注する下水管きょ工事(以下、「本件工事」という)の請負を目的としてA・Y共同企業体(以下、「本件共同企業体」という)を結成し、同年3月、被上告人との間で、請負金額を2億7,090万円(後に3億757万6,500円に増額)として本件工事の請負契約(以下、「本件契約」という)を締結した。

② 本件契約の契約書では、注文者である被上告人は「甲」、請負人である本件共同企業体は「乙」と表記され、同契約書に添付されていた工事請負契約約款(以下、「本件約款」という)には、次のような条項があった。

ア 乙が共同企業体である場合には、その構成員は共同連帯してこの契約を履行しなければならない(以下、この条項を「本件連帯条項」という)。

イ 乙が本件契約の当事者となる目的でした行為に関し、公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為があったとして排除措置命令又は課徴金納付命令(以下、併せて「排除措置命令等」という)を行い、これが確定した場合、乙は、甲に対し、不正行為に対する賠償金として、請負金額の10分の2相当額を甲の指定する期限までに支払わなければな

らない(以下、この条項を「本件賠償金条項」という)。

乙が上記賠償金を上記期限までに支払わなかったときは、乙は、甲に対し、年8.25%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

③ 公正取引委員会は、平成22年4月、市内の事業者らが本件工事を含む一連の下水管きょ工事において談合をしていたとして、A建設及び上告人らに対して排除措置命令等を行った。

A建設に対する排除措置命令及び課徴金納付命令は確定し、A建設は、上記賠償金の内金922万7,295円を支払ったが、上告人に対する排除措置命令及び課徴金納付命令については、上告人から取消しの訴えが提起され、原審の口頭弁論終結時において、いずれも確定していない。

④ 被上告人は、平成23年7月、本件訴えを提起して、上告人に対し、上記賠償金の残額5,228万8,005円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで約定の年8.25%の割合による遅延損害金の支払を請求した。

### (2) 原審の判断

公正取引委員会が排除措置命令等を行うとすれば、その対象となるのは、本件工事の請負のみを目的として結成された本件共同企業体ではなく、その構成員であることが容易に想定し得るのであって、これに、本件賠償金条項の目的が、不正行為が行われた場合の被上告人の立証負担の軽減及び請負人による不正行為の抑止にあることも踏まえると、本件賠償金条項にいう排除措置命令等が確定した「乙」とは、本件共同企業体又はその構成員であるA建設若しくは上告人を意味するものと解される。したがって、A建設について排除措置命令及び課徴金納付命令が確定している以上、本件共同企業体は本件賠償金条項に基づいて賠償金の支払義務を負い、上告人も本件連帯条項に基づいてその支払義務を負う。

### (3) 判決

本件賠償金条項における賠償金支払義務は、飽くまでも「乙」に対する排除措置命令等の確定を条件とするものであり、ここにいう「乙」とは、本件約款の文理上は請負人を指すものにすぎない。もっとも、本件賠償金条項は、請負人が共同企業体の場合には、共同企業体だけでなく、その構成員について排除措置命令等が確定したときにも賠償金支払義務を生じさせる趣旨であると解するのが相当であるところ、本件契約において、上記「乙」が「A建設又は上告人」を意味するのか、それとも「A建設及び上告人」を意味するのかは、文言上、一義的に明らかというわけではない。

そして、被上告人は、共同企業体の構成員のうちいずれかの者についてのみ排除措置命令等が確定した場合に、不正行為に関与せずに排除措置命令等を受けていない構成員や、排除措置命令等を受けたが不服申立てをやって係争中の構成員にまで賠償金の支払義務を負わせようというのであれば、少なくとも、上記「乙」の後に例えば「(共同企業体にあつては、その構成員のいずれかの者をも含む。)」などと記載するなどの工夫が必要であり、このような記載のないままに、上記「乙」が共同企業体の構成員のいずれかの者をも含むと解し、結果的に、排除措置命令等が確定していない構成員についてまで、請負金額の10分の2相当額もの賠償金の支払義務を確定的に負わせ、かつ、年8.25%の割合による遅延損害金の支払義務も負わせるというのは、上記構成員に不測の不利益を被らせることにもなる。

したがって、本件賠償金条項において排除措置命令等が確定したことを要する「乙」とは、本件においては、本件共同企業体又は「A建設及び上告人」をいうものとする点で合意が成立していると解するのが相当である。このように解しても、後に上告人に対する排除措置命令等が確定すれば、被上告人

としては改めて上告人に対して賠償金の支払を求めることができるから、本件賠償金条項の目的が不当に害されることにもならない。

## 3 判例をよむ

### (1) 実質的価値判断

判決の結論は、論理的に導き出されるべきであるとされる結果、その理由は演繹的に組み立てられるが、現実には、実質的な価値判断によって結論が出され、それを正当化する論理が組み立てられていることが多いように思われる。本件における実質的価値判断は、「排除措置命令等が確定していない構成員についてまで、請負金額の10分の2相当額もの賠償金の支払義務を確定的に負わせ、かつ、年8.25%の割合による遅延損害金の支払義務も負わせるというのは、上記構成員に不測の不利益を被らせることにもなる」ことについての評価であつたように思われる。住民訴訟等に現れた談合を理由とする損害賠償請求の例における損害額は請負金額の5% (10分の0.5) 前後のものが多く、遅延損害金も5% (民法の法定利率) であるのが通常であるから、それと比較すると、本件におけるペナルティはかなり厳しいといえる。この判決は、このことをもって「不測の不利益」であるとして、厳格な解釈を要求しているものである。

また、本判決は、「このように解しても、……本件賠償金条項の目的が不当に害されることにもならない。」としている。これは、上告人からの排除措置命令等の取消請求訴訟が最高裁に係属していることも念頭にあったのかも知れない。

### (2) 共同企業体との契約における

#### その構成員の地位

本判決には千葉勝美裁判官の補足意見(千葉補足意見)が付されており、同裁判官は「共同企業体は、構成員間の信頼と協調を基礎として、資金の分担、危険負担の分散、技術力や経験の共有と活用等により協力して円滑な事

業の遂行を目的とするものであるから、共同して危険を負担することもその趣旨には含まれてはいる。」という。この補足意見が述べる共同企業体の目的は、それを構成する企業の側からみたものであって、共同企業体による入札を求める発注者の側としては「共同して危険を負担すること」が重要な要素であることの認識が欠けていると言わざるを得ない。また、千葉補足意見は「個々の契約の場面で、構成員がどのような場合に自己責任を負うかは、このような共同企業体の性格や趣旨のみから直接導かれるものではない」というが、共同企業体は民法上の組合であり、個々の構成員が当該共同企業体のために活動を行うのであって、構成員の一人の談合関与による当該共同企業体の受注の利益は他の構成員にも及ぶのである。それにもかかわらず、それが発覚した場合は当該一人の構成員が全ての責任を負い、他の構成員は利益だけを享受するというのは、組合としての共同企業体の性質に適合しているのか疑問である。

### (3) 契約条項の表現の巧拙

公共工事の請負約款は、発注者が一方的に作成し、請負人はそのまま受け入れざるを得ないのが通常であるから、その約款の文言が不明確であるならば、発注者に不利益に解釈されてもやむを得ない。その意味で、本件における約款の文言の拙さを棚に上げて判決を非難するのは筋違いであろう。次の千葉補足意見は極めて示唆に富む。

「法令であれば、その立法事実、立法意図、趣旨等から条文解釈を補強することはあり得るところであるが、地方公共団体施行の公共事業における契約の際の談合による地方財政の悪影響等を避ける必要があるという事情があるとしても、約款は、当事者の意思表示の内容として合意されてはじめて当事者を拘束する効力が認められるのであって、あくまでも当事者間の合理的な意思表示の内容を探る方法によるべきではなからうか。」